

## 議題2 大竹市空家等対策計画(第2期計画)の策定について

### 1. 趣旨

平成29年3月に策定した「大竹市空家等対策計画」は、平成29年度から令和5年度までの7年間の計画期間となっています。

このたび、令和5年6月14日に「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が公布されたことから、その内容を反映した大竹市空家等対策計画(第2期計画)を策定するものです。

### 2. 計画期間

令和6年度から令和10年度までの5年計画とします。

### 3. 当初計画からの変更点

別紙大竹市空家等対策計画(案)のとおりです。